

## 社会福祉法人虹の会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

2 費用とは、職務遂行の伴い発生する旅費及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (役員等報酬)

第3条 役員等の報酬は、社会福祉法人虹の会定款第8条及び第22条に定めるとおり無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。ただし、管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用(手数料等)を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附則

この規程は、2017年8月20日から施行し、2017年4月1日から適用する。